

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁組織犯罪対策部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁暴発第115号
令和4年3月17日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長

船員職業紹介事業等からの暴力団排除の推進について（通達）

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和3年法律第43号）による改正後の船員職業安定法（昭和23年法律第130号。以下「法」という。）において、無料の船員職業紹介事業及び船員派遣事業（以下「船員職業紹介事業等」という。）の許可に係る欠格事由に暴力団排除条項が整備され、令和4年4月1日に施行されることに伴い、警察庁においては、暴力団排除を推進するため、国土交通省と協議の上、別添1「船員職業紹介事業等からの暴力団排除に関する合意書」のとおり合意するとともに、地方運輸局、神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）並びに無料船員職業紹介事業者に求人の申込みをする者（以下「求人者」という。）からの暴力団排除を推進することとし、いずれも同日から運用を開始することとしたので、各都道府県警察においては事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本件に関しては、別添2「船員職業紹介事業等からの暴力団排除に係る警察当局への照会手続等について」（令和4年3月17日付け国海員第350号）及び別添3「地方運輸局等又は無料船員職業紹介事業者に対する求人の申込みにおける暴力団排除に係る警察当局との連携について」（令和4年3月17日付け国海員第351号）が発出されているので、参考とされたい。

記

第1 船員職業紹介事業等からの暴力団排除

1 排除対象者

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（法第35条第1項第7号、法第56条第1項第9号）
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が(1)又は(3)のいずれかに該当するもの（法第35条第1項第8号、法第56条第1項第10号）
- (3) 法人であって、その役員のうち(1)又は(2)のいずれかに該当する者があるもの（法第35条第1項第9号、法第56条第1項第11号）

- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者（法第35条第1項第10号、法第56条第1項第12号）
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者（法第35条第1項第11号、法第56条第1項第13号）

2 都道府県警察の対応

(1) 照会に対する回答

船員職業紹介事業等の許可又は更新の申請若しくは申請書記載事項の変更に係る届出における審査又は確認を行う場合その他必要がある場合は、船員職業紹介事業等の許可を受けようとする者又は無料船員職業紹介許可事業者若しくは船員派遣元事業主（以下「許可申請者等」という。）が上記1の排除対象者に該当するか否かについて、地方運輸局等における船員労政担当課の長（以下「船員労政担当課長」という。）から許可申請者等の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対し、文書及び電磁的記録媒体により照会が行われる。照会を受けた暴力団対策主管課長等は、必要に応じ、更に資料等の提出を求めた上、船員労政担当課長に対し、別添1別記様式第2号により速やかに回答すること。

(2) 通知

暴力団対策主管課長等は、2(1)による照会以外で、無料船員職業紹介許可事業者又は船員派遣元事業主が上記1の排除対象者に該当すると認められる事実を確認した場合は、当該事業者の所在地を管轄する船員労政担当課長に対し、別添1別記様式第3号により速やかに通知すること。

第2 求人者からの暴力団排除

1 排除対象者

- (1) 暴力団員
- (2) 法人であって、その役員のうち暴力団員があるもの
- (3) 暴力団員がその事業活動を支配する者

2 都道府県警察の対応

(1) 照会に対する回答

求人者が排除対象者に該当するか否か確認する必要がある場合は、船員労政担当課長から暴力団対策主管課長等に対して照会が行われることから、照会を受けた暴力団対策主管課長等は、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成31年3月20日付け警察庁丙組組企発第105号、丙組暴発第7号）に基づき、適切に対応すること。

(2) 通知

照会以外で求人者が排除対象に該当すると認める事実を確認した場合は、当該事実の確認された区域を管轄する船員労政担当課長に対し、速やかに通知を行うこと。

第3 保護対策

地方運輸局等の職員等関係者に対する危害が予想される場合には、有事の際の対応要領等について、積極的に助言及び指導を行うとともに、保護対策の必要性についても慎重に検討し、適切な措置を講ずること。

別添2～3は省略

別添 1

船員職業紹介事業等からの暴力団排除に関する合意書

警察庁丁暴発第 114 号
国 海 員第 349 号
令和 4 年 3 月 17 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長
長 村 順 也

国土交通省海事局船員政策課長
谷 口 礼 史

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 43 号)が成立し、同法による改正後の船員職業安定法(昭和 23 年法律第 130 号。以下「法」という。)において、無料の船員職業紹介事業及び船員派遣事業(以下「船員職業紹介事業等」という。)の許可に係る欠格事由として暴力団排除に関する条項(以下「暴力団排除条項」という。)が規定された。今後、船員職業紹介事業等からの暴力団排除を徹底するため、警察庁と国土交通省は、都道府県警察(以下「警察」という。)と地方運輸局、神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局(以下「地方運輸局等」という。)との間での業務の運用について、下記のとおり合意する。

記

1 合意書の趣旨

地方運輸局等は、船員職業紹介事業等の許可又は更新の申請若しくは申請書記載事項の変更に係る届出における審査又は確認を行う場合その他必要がある場合は、警察に対して、船員職業紹介事業等の許可を受けようとする者又は無料船員職業紹介許可事業者若しくは船員派遣元事業主(以下「許可申請者等」という。)の暴力団排除条項該当性について照会するものとする。また、警察は、地方運輸局等からの照会に対して当該許可申請者等の暴力団排除条項該当性について回答するものとする。

2 排除対象者

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)(法第 35 条第 1 項第 7 号、法第 56 条第 1 項第 9 号)
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が(1)又は(3)のいずれかに該当するもの(法第 35 条第 1 項第 8 号、法第 56 条第 1 項第 10 号)
- (3) 法人であって、その役員のうち(1)又は(2)のいずれかに該当する者があるもの(法第 35 条第 1 項第 9 号、法第 56 条第 1 項第 11 号)
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する(※注)者(法第 35 条第 1 項第 10 号、法第 56

条第1項第12号)

- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者（法第35条第1項第11号、法第56条第1項第13号）

（※注）「事業活動を支配する」とは、

- ① 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、事業主であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有していること。
- ② 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること又は売買、請負、委任その他の有償契約を締結していること。

3 照会及び回答の要領

(1) 照会

地方運輸局等における船員労政担当課の長（以下「船員労政担当課長」という。）は、許可申請者等の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対し、許可申請者等の暴力団排除条項該当性の有無について、文書（別記様式第1号）に加え、当該許可申請者等（当該許可申請者等が法人等であるときはその役員等）の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別等をエクセルのファイル形式（別記様式第4号）により記録した電磁的記録媒体（CD-R等をいう。以下同じ。）を用い、暴力団対策主管課長等に通知することにより行うものとする。

(2) 回答

暴力団対策主管課長等は、当該許可申請者等の暴力団排除条項該当性を確認し、該当性の有無について、船員労政担当課長に対し、速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

なお、暴力団対策主管課長等は、暴力団排除条項該当性の確認に際して、より詳細な情報が必要となる場合は、船員労政担当課長に対し、更なる資料等の提出を求めることができるものとする。

(3) 警察が自ら通知する場合

暴力団対策主管課長等は、(1)による照会以外で、無料船員職業紹介許可事業者又は船員派遣元事業主が2の排除対象者に該当する事実を確認した場合は、当該事業者が所在する区域を管轄する船員労政担当課長に対し、速やかに文書（別記様式第3号）により通知し、必要な措置を執ることを求めるものとする。

(4) 当該許可申請者等への通知

暴力団対策主管課長等から排除対象者に該当する事由があるとの回答・通知が行われた場合には、船員労政担当課長は、当該許可申請者等に対し、その理由を付した不許可に関する通知の発出その他必要な措置を執るものとする。

4 照会等に関する留意事項

- (1) 暴力団対策主管課長等と船員労政担当課長との間の文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難しいと認められる特段の事情があるときは、両者の間で協議の上、書留郵便による送付をもって行うことができるものとする。

- (2) 別記様式第1号から第3号までについては、所定の事項が記載されていれば、適宜

変更して用いても差し支えない。

5 情報管理の徹底

暴力団対策主管課長等と船員労政担当課長は、本合意書に基づく照会等その他両者間で行われる情報交換に係る情報については、照会等手続の目的以外に利用しないものとし、紛失及び漏えいの防止その他情報管理に万全を期すものとする。

6 連携の強化

暴力団対策主管課長等と船員労政担当課長は、照会の手続に関して、相互に協力し、緊密な連携の下、船員職業紹介事業等からの暴力団排除対策を推進するものとする。

7 保護対策

暴力団対策主管課長等は、暴力団員等による船員職業紹介事業等への不当介入事案があった場合、積極的に事件化を検討するとともに、必要に応じて、地方運輸局等の職員等関係者に対する保護対策を適切に実施するものとする。

8 その他

(1) 本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、警察庁及び国土交通省において、その都度協議の上、決定するものとする。

(2) 本合意書に基づく業務の運用は、令和4年4月1日から開始するものとする。

以上

別記様式は省略